

厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

- (b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に転移されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要となる可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能転移により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に転移する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、桟橋又はコズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー

グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式桟橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
 - (b) 箱（ポンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
 - (c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。
5. 今後の取組み
- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
 - (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
 - (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料44 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画

（平成15年12月9日 閣議決定）
（平成18年12月26日 一部改正）

1 基本方針

平成15年3月20日、米国を始めとする国々は、イラクが国際社会の平和と安全に与えている脅威を取り除くための最後の手段として、イラクに対する武力行使を開始した。その後、イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会は、同国の復興支援のために、積極的に取り組んできている。

イラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、石油資源の9割近くを中東地域に依存する我が国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要である。

このため、我が国は、イラクがイラク人自身の手により一日も早く再建されるよう、国際連合安全保障理事会決議1483及び決議1511により表明された国際社会の意思を踏まえ、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(平成15年法律第137号。この基本計画において、「イラク人道復興支援特措法」という。)に基づき自衛隊の部隊をムサンナー県等に派遣し、自衛隊による人道復興支援活動と政府開発援助(ODA)による支援を「車の両輪」として、主体的かつ積極的に、できる限りの支援を行ってきた。また、決議1546に示されているとおり、イラクに完全な主権が回復され、イラクの本格的な復興に向けた新たな局面が開かれる中、このようなイラク人や国際社会の取組を支え、イラクの国家再建が着実に進展するよう、一層の支援を継続してきた。こうした国際的支援の下、新たなイラク憲法に基づき国民議会選挙が実施され、新政府が発足し、決議1546等に明示された政治プロセスは完了した。また、イラクの治安部隊が育成され多国籍軍からの治安権限移譲プロセスも進行するなど、民主的な政府の下でイラク人自身による自立的な復興に向けての本格的な第一歩が踏み出された。今後、我が国としては、これまでの復興支援の成果を着実に根

付かせるとともに、イラクとの幅広い長期的なパートナーシップの構築に向け取り組んでいくが、イラク政府の要請に基づき多国籍軍の権限を1年間延長する決議1723が採択されるなど、国連及び多国籍軍が依然イラクへの支援を継続していることも踏まえ、イラク人道復興支援特措法に基づき、引き続き人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとする。

2 人道復興支援活動の実施に関する事項

(1) 人道復興支援活動に関する基本的事項

そもそも四半世紀にわたる圧政により疲弊し社会基盤整備が遅れているイラクにおいては、平成15年3月の武力行使を経て、政権が崩壊し、住民が困難な状況に置かれ、人道復興支援の必要性は、極めて大きなものとなった。特に、医療に関しては、資機材を含め病院の運営・維持管理等の面で不十分な状況となった。また、電力や水の供給に関しては、国全体としての供給網が十分に機能し得る状況になく、地域によっては大きな課題となっていた。

したがって、このような分野を中心に、早急な支援が必要であり、さらには、こうした当面の課題の解決のための支援に加え、より本格的な社会基盤の整備につながる支援も必要と判断した。

かかる状況を踏まえ、我が国は、イラク人道復興支援特措法に基づき陸上自衛隊の部隊をムサンナー県に派遣し、人道復興支援活動等に当たらせるとともに、航空自衛隊の部隊による人道復興関連物資等の輸送を実施してきた。同県においては、約2年半に及ぶ医療、給水、学校・道路等公共施設の改修など多岐にわたる陸上自衛隊の部隊の活動とODAにより、現地の生活基盤の整備、雇用の創出など目に見える成果が生まれたため、応急復旧的な支援措置が必要とされる段階は基本的に終了し、イラク人自身による自立的な復興の段階に移行したものと考えられる。このため、平成18年6月20日に陸上自衛隊の部隊によるイラク国内における対応措置の終結を決定し、同年7月25日に人道復興支援活動等を実施する部隊が、同年9月9日に対応措置の終結に係る附帯業務を実施する部隊が、それぞれ帰国を完了したところである。

一方、航空自衛隊の部隊については、国連からの要請も踏まえ、以下のとおり、引き続き人道復興支援活動を実施する。

なお、かかる活動を円滑に実施し、現地社会の人々の生活の安定と向上等に寄与するため、自衛隊の部隊等及びイラク復興支援職員は、相互に連携を密にするとともに関係在外公館とも密接に連携して、一致協力してイラクの復興支援に取り組むこととする。

(2) 人道復興支援活動の種類及び内容

ア 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動

人道復興関連物資等の輸送（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動）を実施する。なお、当該活動については、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じた上で、慎重かつ柔軟に実施することとする。

イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動

イラク復興支援職員による人道復興支援活動の種類及び内容は、次のとおりとし、治安状況を十分に見極め、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じ、活動を実施する職員の安全の確保を前提として、慎重かつ柔軟に実施することとする。

(ア) 医療（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第1号に規定する活動）

イラク国内の医療環境を改善するため、イラク国内の主要な病院の機能を立て直すことを目指し、その運営・維持管理について、イラク人医師等に対して助言・指導等を行う。

(イ) 利水条件の改善（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動）

給水状況、取水源等について調査の上、住民自ら維持できる浄水・給水設備の設置等の建設活動を実施する。

(3) 人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

(ア) 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、自衛隊の部隊等の安全が確保されなければならない。

このため、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を実施する区域を（イ）に定める範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。

(イ) 自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を実施する区域の範囲は、クウェート国内の飛行場施設及びイラク国内の飛行場施設（バスラ飛行場、バグダッド飛行場、バラド飛行場、モースル飛行場、アリ（タリル）飛行場、エルビル飛行場等）に、我が国の領域からこれらに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地、物品の積卸し・調達地、部隊の活動に係る慣熟訓練のための地域、装備品の修理地及びこれらの場所又は地域との間の移動に際して通過する地域を加えたものとする。

なお、これに加え、派遣される自衛隊の部隊等の隊員のうち当該部隊の業務に附帯する業務として部隊の活動の安全かつ適切な実施に必要な情報の収集と連絡調整を行う者は、バグダッドの多国籍軍の司令部施設並びにこれらとの場所又は地域相互間及びこれらの場所又は地域と前段に規定する飛行場施設との間で行われる移動と連絡に際して通過する場所又は地域において、当該業務を実施することができることとする。

イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

(ア) イラク復興支援職員による人道復興支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、イラク復興支援職員の安全が確保されなければならない。

このため、内閣総理大臣は、イラク復興支援職員が人道復興支援活動を実施する区域を（イ）に掲げる範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注

意深く見極めた上で実施するものとする。

(イ) イラク復興支援職員が人道復興支援活動を実施する区域の範囲は、次に掲げる場所又は地域に、我が国の領域からこれらに至る地域に所在する経路地及びこれらの場所又は地域の間の移動に際して通過する地域を加えたものとする。

a 医療

イラク国内における病院・医療施設

b 利水条件の改善

ムサンナー県を中心としたイラク南東部

(4) 人道復興支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 規模及び構成並びに装備

(2) アに掲げる人道復興関連物資等の輸送を行うための航空自衛隊の部隊は、輸送機その他の輸送に適した航空機8機以内とし、その人員は、これらの航空機の運航等に要する数の範囲内とする。

また、この部隊は、部隊の規模に応じ安全確保に必要な数の拳銃、小銃及び機関拳銃及び活動の実施に必要なその他の装備を有するものとする。ただし、装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。

イ 派遣期間

平成15年12月15日から平成19年7月31日までの間とする。

なお、この期間内においても、部隊の活動については、イラク新政府による有効な統治の確立に向けた政治状況の進展、現地の治安に係る状況、国連及び多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情を、政府としてよく見極めつつ、イラクの復興の進展状況等を勘案して、適切に対応する。

(5) 国際連合等に譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達するに際しての重要事項

イラク復興支援職員が行う利水条件の改善に係る必要な浄水・給水設備については、政府がこれを調達することとする。

(6) その他人道復興支援活動の実施に関する重要事項

ア 人道復興支援活動を実施する区域の指定を含め、当該活動を的確に実施することができるよう、我が国は、国際連合、人道復興関係国際機関、イラクを含む関係国等と十分に協議し、密接に連絡をとるものとする。

イ イラク復興支援職員による(2)イに掲げる人道復興支援活動については、治安状況を十分に見極め、実施の態様、職員の宿泊場所、警備、携行する器材等も含め安全の確保に十分に配慮し、安全の確保を前提として、平成15年12月15日から平成19年7月31日までの間の必要な期間において、慎重かつ柔軟に実施することとする。

ウ 政府として、イラクの社会基盤の整備について、電力施設、セメント工場等の基幹産業施設及び生活関連施設に関し、安全の確保を前提として必要な調査を行い、その結果を踏まえて、イラク復興支援職員による当該施設の復旧・整備等を目指して努力することとする。

エ 自衛隊の部隊等による(2)アに掲げる人道復興支援活動の実施に当たっては、政府として、派遣期間を通じて、現地の治安に係る状況、多国籍軍の動向等を勘案しながら、安全の確保のため、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

3 安全確保支援活動の実施に関する事項

(1) 安全確保支援活動に関する基本的事項、同活動の種類及び内容、同活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する

事項並びに同活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 我が国は、1に定める基本方針のとおり、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとするが、イラク国内における安全及び安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動を支援するため、人道復興支援活動を行う(4)アに掲げる自衛隊の部隊は、その活動に支障を及ぼさない範囲で、イラク人道復興支援特措法第3条第3項に規定する医療、輸送、保管、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒を行うことができる。

イ 安全確保支援活動を実施する区域の範囲は、(2)(4)アに掲げる自衛隊の部隊が人道復興支援活動を実施するものとして定めた(2)(3)アに掲げる区域の範囲とする。

自衛隊の部隊による安全確保支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと思われる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、自衛隊の部隊の安全が確保されなければならない。

このため、防衛大臣は、自衛隊の部隊が安全確保支援活動を実施する区域を上記の範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。

(2) その他安全確保支援活動の実施に関する重要事項

ア 安全確保支援活動を実施する区域の指定を含め、当該活動を的確に行うことができるよう、我が国は、国際連合、人道復興関係国際機関、イラクを含む関係国等と十分に協議し、密接に連絡をとるものとする。

イ 自衛隊の部隊等による(1)アに掲げる安全確保支援活動の実施に当たっては、政府として、派遣期間を通じて、現地の治安に係る状況、多国籍軍の動向等を勘案しながら、安全の確保のため、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

4 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整及び協力に関する事項

イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、同法に基づき派遣される自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員の安全を図るため、下記の事項を含め、内閣官房を中心に、防衛省・自衛隊及び内閣府並びに外務省を始めとする関係行政機関の緊密な連絡調整を図り、必要な協力を行うものとする。

(1) 派遣された自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員並びに関係在外公館は、活動の実施と安全確保に必要な情報の交換を含め、連絡を密にするように努め、一致協力してイラクの復興支援に取り組むものとする。

(2) 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊又はイラク復興支援職員がイラク人道復興支援特措法に基づく活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の同法に基づく活動の実施と安全確保に必要な情報に関し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(3) 関係行政機関の長は、内閣総理大臣又は防衛大臣から、イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施に必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換えその他

の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

- (4) 内閣総理大臣は、イラク復興支援職員の採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとし、関係行政機関の長は、このために必要な協力を行うものとする。
- (5) 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施と安全確保のため必要な協力を行うものとする。

資料45 イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について

(平成16年6月18日)
閣議了解

平成16年6月8日、国際連合安全保障理事会において決議1546が全会一致で採択された。この決議にあるとおり、イラクにおいては、同月30日をもって占領が終了し、完全な主権が回復されることになる。

我が国としては、イラクに完全な主権が回復され、本格的な復興に向けた新たな局面が開かれたことを歓迎する。

これまで、我が国の自衛隊は、日本国憲法の下、イラク人道復興支援特措法及びその基本計画に基づき、イラクの人々のため、人道復興支援を中心とする活動を行ってきた。その活動は、現地で高い評価を得ており、イラクへの主権の回復後も、その活動の継続に強い期待が寄せられている。

今般、イラク暫定政府が国際社会に対し多国籍軍の駐留を含めた支援を要請していることを踏まえたこの決議が全会一致で採択されたことを受け、イラクの復興と安定が我が国自身の安全と繁栄にとっても重要であるとの認識に立ち、イラクへの主権の回復後も、自衛隊が引き続きこのような活動を継続することとする。

その際、この新たな決議において、これまで我が国の自衛隊が行ってきたような人道復興支援活動が多国籍軍の任務に含まれることが明らかになったこと等を踏まえ、政府として十分な検討を行った上で、自衛隊は多国籍軍の中で今後とも活動を継続する。

6月30日以降、自衛隊は、多国籍軍の中で、統合された司令部の下にあって、同司令部との間で連絡・調整を行う。しかしながら、同司令部の指揮下に入るわけではない。自衛隊は、引き続き、我が国の主権的な判断の下に、我が国の指揮に従い、イラク人道復興支援特措法及びその基本計画に基づき、イラク暫定政府に歓迎される形で人道復興支援活動等を行うものであり、この点については、今般の安保理決議の提案国であり、多国籍軍及びその統合された司令部の主要な構成国である米、英両政府と我が国政府との間で了解が達している。

なお、自衛隊は、これまで同様、憲法の禁じる武力の行使に当たる活動を行うものではなく、イラク人道復興支援特措法に基づき、いわゆる「非戦闘地域」において活動するものであり、他国の武力の行使と一体化するものではない。

以上のとおり、自衛隊が多国籍軍の中で活動を行うことは、憲法との関係で許されないとしてきたいわゆる多国籍軍への参加に関する従来の政府見解を変えるものではない。

【参考】 イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について

(平成16年6月28日)
閣議了解

イラクにおいては、平成16年6月28日に、完全な主権が回復されたことに伴い、「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」(平成16年6月18日閣議了解)中「6月30日」とあるのは、「6月28日」と了解する。

資料46 陸自部隊のイラク人道復興支援活動の経緯

平成	15年			16年			17年				18年				
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
国連決議／イラク政治プロセス	5/1 ▼ 戦闘 終結 宣言	7/13 ▼ イラク統 治評議会 発足	12/13 ▼ フセイン 元大統領 拘束		6/1 ▼ イラク暫定 政権発足 ／主権移譲			1/30 ▼ イラク 国民議 会選挙	4/28 ▼ イラク 移行政 府発足	8/15 ▼ イラク 憲法草 案起草	12/15 ▼ 国民議会 選挙		5/20 ▼ 新政権 樹立		
	5/13 ▼ 安保理決議 1483号		10/16 ▼ 安保理決議 1511号		6/1 ▼ 安保理決議 1546号						10/15 ▼ 憲法草案 国民投票		6/19 ▼ ムサンナー県 治安権限移譲		
国内		7/26 ▼ イラク 特措法 成立	12/9 ▼ 基本計画 (派遣決定)		6/1 ▼ 基本計画 変更		12/9 ▼ 基本計画 延長				12/8 ▼ 基本計画 延長	3/27 ▼ 統合幕 僚監部 発足	6/20 ▼ 陸自活 動終結 命令	8/1 ▼ 基本 計画 変更	12/8 ▼ 基本 計画 変更
派遣		9/14 ▼ 政府 調査団	11/15 ▼ 先遣 調査 チーム	2/3 1次群	5/27 2次群	8/31 3次群	12/7 4次群	2/28 5次群	5/28 6次群	8/19 7次群	11/12 8次群	2/18 9次群	5/27 10次群	7/25	
				1/16 業務支援隊(1次)	8/2 業務支援隊(2次)		1/24 業務支援隊(3次)	7/19 業務支援隊(4次)		1/23 業務支援隊(5次)			6/26 後送業務隊	9/9	

資料47 陸自部隊のイラク特措法に基づく活動及び成果

諸活動等	実施内容	実績	成果
医療活動 04年2月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○陸自派遣部隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院において、 <ul style="list-style-type: none"> ・現地人医師などに対し診断方法、治療方針についての指導・助言 ・わが国から供与された医療器材の使用法の指導・助言 ○ムサンナー県の救急車搭乗員に対する技術指導 ○医薬品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導などの医療支援 	医療技術指導 277回	<ul style="list-style-type: none"> ★基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、わが国の支援前に比べ約1/3に改善したと言われている。 ★救急医療能力が向上
給水活動 04年3月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○サマーワ宿営地における浄水及び、給水車への配水 <p>ODAにより宿営地近傍に設置した浄水設備が05年2月4日に稼働を開始したことに伴い、陸自派遣部隊による給水活動を終了</p>	合計約53,500トン を給水 延べ約1,189万人分	★安定した清潔な水へのアクセスが可能
公共施設の復旧 整備活動 04年3月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ムサンナー県内の学校の壁、床、電気配線などの補修 	36校	★ムサンナー県内の約1/3の学校設備が整い教育環境が改善
	<ul style="list-style-type: none"> ○現地住民が使用する生活道路の整地、舗装 	31カ所	★生活に密着した主要な道路の整備により、利便性が向上
	<ul style="list-style-type: none"> ○その他施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所施設（PHC: Primary Health Center） ・サマーワの養護施設、低所得者用住居 ・ワルカ浄水場、ルメイサ浄水場 ・ウルク遺跡、オリンピックスタジアムなどの文化施設 	66カ所	★ムサンナー県民の生活、文化に潤い感を供与
現地雇用	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の復旧・整備に現地企業を活用 ○宿営地における通訳、ゴミ収集作業に現地住民を雇用 	1日当たり最大で1,100名強の雇用を創出（延べ約49万人程度を雇用）	

資料48 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画

平成20年1月16日

1. 基本方針

平成13年9月11日に米国において発生したテロリストによる攻撃は、米国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許しがたい行為である。このテロ攻撃による脅威はいまだ除去されておらず、国際社会による「テロとの闘い」は継続している。「テロとの闘い」は、我が国を含む世界全体が連帯して取り組まなければならない国際社会の最重要課題の一つである。

我が国は、平成19年11月1日まで約6年間にわたり、旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号）に基づく対応措置を実施してきたところであるが、「テロとの闘い」には持続的な国際的努力が必要であり、我が国としても、これを自らの問題と認識した上で、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与していくことが重要である。

このため、我が国は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成20年法律第1号。以下「法」という。）に基づき、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対して、以下のとおり、補給支援活動を実施することとする。

2. 補給支援活動を実施する区域の指定に関する事項

防衛大臣は、補給支援活動を実施する区域を公海（インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）及びその上空並びに外

国（インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国の領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。）の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

3. 補給支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

1. (1) 規模及び構成

補給支援活動を補給艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊（人員500名以内。ただし、部隊の交替を行う場合は1000名以内）

2. (2) 装備

1. ア 艦船

補給艦1隻及び護衛艦1隻（ただし、部隊の交替を行う場合は補給艦2隻以内及び護衛艦2隻以内）

2. イ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに補給支援活動に必要な装備（アに掲げるものを除く。）

3. (3) 派遣期間

平成20年1月16日から平成20年6月30日までの間

4. 自衛隊によるその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

補給支援活動として艦船及び艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油並びに水の補給を行うため、政府は、当該燃料油等を調達し、法の趣旨を踏まえて、これを諸外国の軍隊等に譲与することとする。

5. 補給支援活動の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

補給支援活動を効果的に推進するため、内閣官房を中心に、関

係行政機関の緊密な連絡調整を図るものとする。

6. その他補給支援活動の実施に関する重要事項

1. (1) 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が補給支援活動を実施する地域及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の補給支援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

2. (2) 関係行政機関の長は、防衛大臣から、自衛隊の部隊等が補給支援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

3. (3) 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、補給支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

資料49 自衛隊が行った国際平和協力活動

(2008. 3. 31現在)

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部等	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備等
	クウェート等	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海上自衛隊	ヘルシャ湾等	04.2.20～ 04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両等の海上輸送
航空自衛隊	クウェート等	03.12～	約210人	・人道復興関連物資等の輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動等

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋北部等	01.11～	約320人	・米英軍等への補給等
航空自衛隊	在日米軍基地等	07.11	-	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動等

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	08.1～	約340人	・米英軍等への補給等

(4) 国際平和協力業務

	派遣地	派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94.9～12	260人	/	・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ(ケニア)とゴマ(旧ザイール、現コンゴ民主共和国)の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96.2～	2人	26人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
	輸送部隊	96.2～	43人	1,075人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは国連東ティモール支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02.2～05.6	7人 (1次司令部要員は10人)	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3～05.6	405人 (1次隊及び2次隊は各680人、3次隊は522人)	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送
イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人	/	・イラク被災民救援のための物資等の航空輸送
国連ネパール政治ミッション (UNMIN)	軍事監視要員	07.3～	6人	12人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の監視等

(注) 1 このほか、海上自衛隊(カンボジア、東ティモール)及び航空自衛隊(カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン)の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

(5) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際 緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98.11.13 ～12.9	80人	/	・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動 ・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
	空輸部隊		105人		
トルコ国際緊急援助活動に 必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99.9.23 ～11.22	426人	/	・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01.2.5 ～2.11	16人	/	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導 ・援助物資及び支援部隊などの輸送
	空輸部隊		78人		
イラン国際緊急援助活動 (地震災害)	空輸部隊	03.12.30 ～04.1.6	31人	/	・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動 (地震・津波被害)	派遣海上部隊	04.12.28 ～05.1.1	590人	/	・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際 緊急援助活動 (地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1.6 ～05.3.23	22人	/	・国際緊急援助活動等に係る統合調整 ・国際緊急援助活動等に係る関係機関、外国軍隊等との連絡調整 ・援助物資等の航空輸送 ・医療・防疫活動 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資等の輸送 ・援助物資等の航空輸送
	医療・航空援助部隊		228人		
	海上派遣部隊		593人		
	空輸部隊		82人		
ロシア連邦カムチャッカ 半島沖国際緊急援助	海上派遣部隊	05.8.5 ～05.8.10	346人	/	・ロシア潜水艇の救助
パキスタン国際緊急援助 (地震災害)	航空援助隊	05.10.12 ～05.12.2	147人	/	・援助活動に関する航空輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
	空輸部隊		114人		
インドネシア 国際緊急援助	医療援助隊	06.6.1 ～06.6.22	149人	/	・医療・防疫活動 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
	空輸部隊		85人		

(注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体に故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣。

2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者（11名）も含む。

資料50 二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）

(2003. 4. 1～2008. 6. 30)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
韓国	防衛大臣 (05.1) 統幕長 (04.5、07.3) 陸幕長 (03.8、05.7) 海幕長 (04.2) 空幕長 (04.6)	国防部長官 (03.11、07.2) 合同参謀議長 (05.2、08.4) 陸軍参謀総長 (08.1) 海軍参謀総長 (05.1、07.6) 空軍参謀総長 (03.5、08.4)	日韓安保対話 (03.11、07.5、07.10) 日韓防衛実務者対話 (03.6、03.11、04.8、05.8、06.12、07.7) 日韓防衛実務者対話作業部会 (07.12)
ロシア	防衛大臣 (06.1) 統幕長 (05.5、08.4) 陸幕長 (06.5) 空幕長 (07.6)	国防大臣 (03.4) 参謀総長 (06.10) 地上軍総司令官 (08.3)	日露防衛当局間協議 (03.10、04.11、05.10、06.4、07.12、08.5) 日露安保協議 (08.4) 日露海上事故防止協定年次会合 (04.3、05.3、06.5、07.4、08.4) 日露共同作業グループ会合 (03.9、04.3、04.11、05.4、05.10、06.4、06.12、07.5、07.12、08.5)
中国	防衛大臣 (03.9) 事務次官 (04.1、05.3、08.3) 統幕長 (08.2) 空幕長 (04.4)	国防部長官 (07.8) 副参謀長 (04.10)	日中安保対話 (04.2、06.7)
東南アジア	○カンボジア 副大臣 (07.8)	副首相兼国防大臣 (08.3) 国軍司令官 (04.10)	
アジア	○インドネシア 防衛大臣 (05.1、06.8) 防衛副大臣 (05.2) 政務官 (04.8) 統幕長 (05.2) 海幕長 (07.2)	国防次官 (06.11) 国軍司令官 (06.8、06.11) 海軍参謀長 (08.2)	日・インドネシアMM協議 (07.3)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
東 南 ア ジ ア	○マレーシア 防衛大臣 (05.1) 政務官 (04.8) 事務次官 (08.1) 統幕長 (06.11)	国防大臣 (07.3)	日・マレーシアMM協議 (05.2)
	○フィリピン 防衛大臣 (05.5) 事務次官 (05.11) 空幕長 (03.11、08.5)	参謀総長 (04.10) 空軍司令官 (04.3)	日・フィリピンPM・MM協議 (05.2、06.4、07.12)
	○シンガポール 防衛大臣 (03.5、05.1、05.6、06.6、 07.6、08.5) 統幕長 (07.6、08.5) 海幕長 (04.11) 空幕長 (04.2)	国防大臣 (05.2、07.11) 副首相兼治安・防衛分野調整担当首相府相 (04.6) 国防次官 (08.4) 国軍司令官 (04.5、04.10) 海軍司令官 (05.8) 空軍司令官 (07.12)	日・シンガポールMM協議 (03.11、04.7、05.8、07.3)
	○タイ 防衛大臣 (07.1) 防衛副大臣 (05.2) 政務官 (08.5) 統幕長 (03.7、05.2) 陸幕長 (05.8) 空幕長 (05.2)	国軍最高司令官 (04.10、05.7、08.6) 空軍司令官 (05.7)	日・タイPM・MM協議 (03.12、06.3、07.10)
	○ベトナム 統幕長 (03.7) 陸幕長 (07.3)	人民軍総参謀長 (03.11)	日・ベトナムPM・MM協議 (05.2、07.12)
インド	防衛大臣 (03.5、07.8) 防衛副大臣 (05.5、07.8) 事務次官 (04.5) 統幕長 (05.9) 陸幕長 (06.3) 海幕長 (06.2) 空幕長 (06.4)	国防大臣 (06.5) 国防次官 (07.4) 陸軍参謀長 (07.4) 海軍参謀長 (05.10) 空軍参謀長 (04.7、07.1)	日・インドPM協議 (04.1、05.3、06.2、08.2) 日・インドMM協議 (05.3、06.2、08.2)
パキスタン	防衛大臣 (07.8) 統幕長 (05.9) 陸幕長 (06.3) 空幕長 (06.4)	統合参謀本部議長 (06.6) 空軍参謀長 (04.9)	日・パキスタンPM協議 (04.1、06.9) 日・パキスタンMM協議 (04.1、06.9、07.8)
オーストラリア	防衛大臣 (05.5) 事務次官 (04.9) 陸幕長 (07.8) 海幕長 (07.2) 空幕長 (03.11、05.11、08.5)	国防大臣 (03.9、07.6) 国防次官 (03.9) 国防軍司令官 (04.10、07.6) 陸軍本部長 (07.3) 海軍本部長 (05.5、08.4) 空軍本部長 (06.9)	日豪PM協議 (03.12、06.8、08.2) 日豪MM協議 (03.12、05.9、06.5、06.8、07.5)
ニュージーランド	海幕長 (07.2) 空幕長 (05.11)	国防大臣 (03.8、05.6、06.10、08.5) 国防次官 (03.5) 国防軍司令官 (04.10、08.3) 空軍参謀総長 (04.9)	日・ニュージーランドMM協議 (05.12、06.5、07.10)
カナダ	空幕長 (06.11)	国防大臣 (06.9) 国防軍参謀総長 (03.7) 海軍参謀長 (04.5) 空軍参謀長 (06.3)	日加PM協議 (05.3) 日加MM協議 (05.3、06.11)
英国	防衛大臣 (04.1、06.1) 陸幕長 (05.3) 海幕長 (03.9、05.6) 空幕長 (07.4)	国防大臣 (04.9) 陸軍参謀長 (05.9) 海軍参謀長 (07.1) 空軍参謀長 (04.9、05.10、08.3)	日英PM協議 (06.8、07.6) 日英MM協議 (04.2、06.2、07.6)
フランス	防衛大臣 (04.1) 事務次官 (06.9) 陸幕長 (03.10) 海幕長 (05.6) 空幕長 (05.7)	国防大臣 (07.3) 国防事務総局長 (06.11) 陸軍参謀長 (05.1) 海軍参謀長 (04.1) 空軍参謀長 (04.9、08.6)	日仏PM・MM協議 (04.2、05.1、06.2、07.2、08.4)
ドイツ	事務次官 (05.1) 陸幕長 (03.10)	国防大臣 (07.4) 海軍総監 (05.12)	日独PM協議 (04.3、05.1、06.6) 日独MM協議 (05.1、06.6)

(注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話。

MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話。

職名のうち、07.1.9以前の防衛大臣は防衛庁長官、防衛副大臣は防衛庁副長官、06.3.27以前の統幕長は統幕議長とそれぞれ読み替えて下さい。

資料51 多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）

(2003. 4. 1～2008. 6. 30)

		項 目	実 績
アジア太平洋地域への参加における	政府間	○ASEAN地域フォーラム（ARF） ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ARF・SOM） ・信頼醸成に関するインターセッショナル支援グループ（ARF・ISG）	(03.6、04.7、05.7、06.7、07.8) (03.4、04.5、05.5、06.5、07.5、08.5) (03.11、04.4、04.10、05.2、05.10、06.3、06.11、07.3、07.11、08.4)
	民間主催	・IISSアジア安全保障会議	(03.5、04.6、05.6、06.6、07.6、08.5)
防衛省主催による		○アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム）	(03.10、04.10、05.6、06.10、07.9)
		○アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会（東京ディフェンス・フォーラム分科会）	(04.1、05.1、06.1、07.1、08.2)
		○アジア・太平洋諸国安全保障セミナー	(03.11、04.11、05.11、06.11、07.11)
		○国際防衛学セミナー	(04.7、05.7、06.7、07.7)
		○国際士官候補生会議	(04.3、05.3、06.3、07.3、08.3)

資料52 防衛省主催による多国間安全保障対話

安全保障対話		概 要	最近の状況
防衛省主催	内部部局など	アジア・太平洋地域防衛当局フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム）	防衛省の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。
		アジア・太平洋地域防衛当局フォーラム分科会（東京ディフェンス・フォーラム分科会）	防衛省の主催により、02年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当課長（大佐）クラスの参加を得て、多様化する軍の役割などの防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。
陸上自衛隊	陸軍兵站実務者交流（MLST） Multilateral Logistics Staff Talks	陸自の主催により、97年度から毎年開催し、アジア太平洋地域及び欧州地域の主要国等から兵站実務者を招き、兵站体制に関する意見を交換する場としている。	昨年12月には、豪州、韓国、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、米国の陸軍及び米国海兵隊の兵站実務者を招聘して、第10回陸軍兵站実務者交流を開催し、国際的な人道支援・災害救援における兵站支援をテーマとして意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生 多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。	昨年8月、アジア太平洋地域9か国の陸軍大学学生等の参加を得て、第7回指揮幕僚課程学生多国間セミナー（The 7th Army Command and General Staff College Seminar）を開催し、テロ等との戦いにおける陸軍の役割と練成訓練のあり方をテーマとして意見交換を行った。
海上自衛隊	アジア・太平洋諸国 海軍大学セミナー	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの海軍大学教官などの参加を得て、海軍力の果たす役割などに関する意見を交換する場としている。	本年2月、アジア太平洋地域16か国の海軍大学の関係者を招聘し、第11回セミナーを開催し、「多国間海軍協力の進展・課題・展望」、「各国海軍大学の研究成果の紹介」をテーマとして意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生多国間 セミナー（西太平洋海軍 シンポジウム次世代士官 セミナー：WPNS-SONG） Western Pacific Naval Symposium Seminar for Officers of Next Generation	海自の主催により、03年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの海軍大学学生などの参加を得て地域安全保障や海軍におけるリーダーシップなどに関する意見を交換する場としている。	昨年11月、アジア太平洋地域23か国の海軍大学学生等の参加を得て、第5回のセミナーを開催し、「海軍におけるリーダーシップのあり方およびその評価法」、「アジア太平洋地域の海洋をめぐる各国の安全保障に関する情勢認識」をテーマとして意見交換を行った。なお、第3回以降は、西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）の枠組みで実施するプログラムとして、WPNS次世代士官セミナーの呼称を採用している。

安全保障対話		概 要	最近の状況
防 衛 省 主 催	航空自衛隊		
	国際航空防衛教育セミナー	空自の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。	昨年11月、6か国を招聘し、第12回目のセミナーを開催し、「各国空軍の幹部教育のあり方」をメインテーマとして意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域の空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	昨年10月、アジア太平洋地域7か国の空軍大学学生等の参加を得て第7回セミナーを開催し、「アジア太平洋地域における安全保障と各国の取組」をテーマとして意見交換を行った。
	防衛大学校		
	国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の軍学校の教官などの参加を得て、士官学校における教育などに関する意見を交換する場としている。	昨年7月、12か国を招聘し、第12回目のセミナーを開催し、「新たな環境に応ずる軍事科学教育」をテーマとして意見交換を行った。
	国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	本年3月、13か国を招聘し、第11回目の会議を開催し、「非従来型の脅威と21世紀の課題」をテーマとして意見交換を行った。
	省		
	アジア・太平洋諸国安全保障セミナー	防研の主催により、94年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの軍関係者などの参加を得て、アジア太平洋地域の安全保障秩序などに関する意見を交換する場としている。	昨年11月、第14回アジア・太平洋諸国安全保障セミナーを開催し、20か国からの参加を得て、「地域安全保障構築への展望～信頼醸成措置と安全保障枠組み」を主題として、長期的視点から、地域の平和と安全に対する不安定要素は何か、また、それに対して各国はどのように協力すべきかについて意見交換を行った。
防衛研究所			
安全保障国際シンポジウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	昨年12月、米国、韓国、中国、ロシア及び国内から著名な研究者を招き、「北朝鮮の核問題～平和の構築に向けて～」を主題として意見交換を行った。	
国際安全保障コロキウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、国内外の複数の有識者を招いて、安全保障問題に関するより高度かつ専門的な報告及び討議を行う場としている。	昨年12月、米国、韓国、中国、ロシアの研究者を招くとともに、国内の専門家を交えて、「北朝鮮問題の今後の展開予測と各国の反応」を主題として意見交換を行った。	
戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	昨年9月、米国及び国内の研究者を招き、「太平洋戦争の新視点～戦争指導・軍政・捕虜～」を議題として意見交換を行った。	

資料53 その他の国家間安全保障対話など

その他の多国間対話など		概 要
政 府 主 催	内部部 局など	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS) Asia-Pacific Military Operations Research Symposium 参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
	統合幕 僚監部	アジア・太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD) Asia-Pacific Chief of Defense Conference 米国の主催又は参加国の持ち回り開催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。
		アジア・太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS) Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar 米国と会員国の持ち回り開催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。昨年度の第36回セミナーは、わが国において28か国および2国際機関の参加を得て開催された。
	陸 上 自衛隊	太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Armies Chiefs Conference 米国と参加国の持ち回り開催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年の第6回会議は日本において開催予定である。
		太平洋地域陸軍管理セミナー (PAMS) Pacific Armies Management Seminar 米国と参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。09年の第33回会議は日本においてPACCと同時開催する予定である。
	海 上 自衛隊	国際シーパワーシンポジウム (ISS) International Sea power Symposium 米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回から参加している。
		西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) Western Pacific Naval Symposium 参加国の持ち回り開催により、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
		西太平洋国際掃海セミナー International MCM Seminar WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。昨年は、10月に海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
		アジア太平洋潜水艦会議 Asia Pacific Submarine Conference 米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難等を中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で実施した。
	航 空 自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Air Chiefs Conference 米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。89年の第1回から参加している。
環太平洋空軍シンポジウム PACRIM Airpower Symposium 米国と参加国の持ち回り開催により毎年開催（96年及び97年は2回開催）され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。		
民 間 主 催	アジア安全保障会議 英国の国際戦略研究所の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、02年の第1回から参加している。	
	北東アジア協力ダイアログ (NEACD) The Northeast Asia Cooperation Dialogue 米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所 (IGCC) や、米国、ロシア、中国、韓国、日本5か国の民間研究機関など（日本国際問題研究所など）が中心となり、参加国から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している。	

資料54 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（核兵器）

区分	条約など	概要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	核兵器不拡散条約 (NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○核不拡散 米、露、英、仏、中の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器の取得等を禁止 ○核軍縮 核兵器国が、核軍縮交渉を誠実に進行する義務を規定 ○原子力の平和的利用 原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに（第4条1）、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）（注2）の保障措置を受諾する義務を規定（第3条） ○70（昭45）年発効 ○締約国 190か国
	包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発および他の核爆発を禁止 ○署名国178か国 批准国144か国（発効要件国44か国のうち署名国41か国、批准国35か国） ○CTBT発効の要件である、特定の44か国すべての批准が必要とされる中で、一部の発効要件国の批准の見通しが立っておらず、条約は未発効
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ (NSG: Nuclear Suppliers Group) (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ○核兵器開発に使用される資機材・技術の輸出管理を通じて、核兵器の拡散を防止 ○78（昭53）年成立（74（昭49）年のインドの核実験を契機） ○参加国 45か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html>>参照
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/index.html>>参照
 3 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/index.html>>参照
 4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/index.html>>参照

資料55 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（生物化学兵器）

区分	条約など	概要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	化学兵器禁止条約 (CWC: Chemical Weapons Convention) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものであり、その実効性を確保するために、厳格な検証制度を定めている。 ○CWCの発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに化学兵器禁止機関（OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）が97年（平成9）に設立 ○97（平成9）年発効 ○締約国：184か国
	生物兵器禁止条約 (BWC: Biological Weapons Convention) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ○生物兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止するとともに、既に保有されている生物兵器を廃棄することを目的とする。 ○75（昭50）年発効 ○締約国：162か国
不拡散のための輸出管理体制	オーストラリア・グループ (AG: Australia Group) (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○生物・化学兵器の原材料、製造設備、関連技術の輸出規制を通じて、生物・化学兵器の拡散防止を行っている。 ○85（昭60）年発効 ○参加国：40か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/index.html>>参照
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/bwc/index.html>>参照
 3 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/index.html>>参照

資料56 国際機関への防衛省職員の派遣実績（最近5年間）

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9～02.6.30、04.8.1～07.8.1	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（将補）※
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1佐）
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
01.2.9～03.7.31	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	海上自衛官1名（2佐）
03.3.10～05.3.9	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	航空自衛官1名（2佐）
05.7.11～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
05.11.28～	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）

※OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き勤務中。

資料57 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（運搬手段（ミサイル））

区分	条約など	概要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC: Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation) (注1)	○弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置を主な内容とした政治的合意 ○02（平成14）年採択 ○参加国 130か国
不拡散のための輸出管理体制	ミサイル技術管理レジーム (MTCR: Missile Technology Control Regime) (注2)	○大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制。 ○87（昭62）年設立 ○参加国 34か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/index.html>>参照
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/mtcr.html>>参照

資料58 特定の通常兵器の軍備管理関連条約など

区分	条約など	概要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on prohibitions or restrictions on the use of Certain conventional Weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects) (注1)	○附属議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書 締約国103か国 附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ及び他の類いの装置の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国90か国 改正附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ等の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国89か国 附属議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国98か国 附属議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書 締約国89か国 附属議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書 締約国43か国 日本は、Ⅰ～Ⅳまでの附属議定書を締約 (締約国は、6月9日現在) ○83（昭58）年発効 ○締約国 105か国
	対人地雷禁止条約（オタワ条約） (注2)	○対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定 ○99（平成11）年発効 ○締約国 156か国
	小型武器の非合法取引規制	国連を中心に小型武器の非合法取引の規制や過剰蓄積の削減の方途について検討中
	国連軍備登録制度	軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC（European Community）諸国（当時）などとともに提案し、92（平成4）年に発足した。各国は、7種類の装備品（注3）について、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録することとなっている。
不拡散のための輸出管理体制	ワッセナー・アレンジメント (注4)	○以下の点を目的とした国際的輸出管理レジーム (1) 通常兵器および機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大およびより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域および国際社会の安全と安定に寄与 (2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止 ○96（平成8）年に設立 ○参加国 40か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html>>参照
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html>>参照
3 7種類の装備品：①戦車、②装甲戦闘車両、③大口徑火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、⑥軍用艦艇、⑦ミサイルとミサイル発射装置。また、03（平成15）年行われた制度見直しによりMANPADSが「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー（小項目）として追加登録された。
4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>>参照